○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月三十日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第四十七号和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局倉吉河川国道事務所、同局松江国道事務所及び同局浜田河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道九号　米子市中島二丁目地先から松江市西津田地先まで及び大田市温泉津町福波大字吉浦地先から益田市須子地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　丸紅アクセスソリューションズ株式会社　代表取締役社長　齋藤　秀久

住所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道9号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十四年十二月二十八日から本協定の存続する日まで

官報告

国家試験

平成25年度弁理士試験の施行

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成25年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

平成25年１月30日

工業所有権審議会会長　野間口　有

1　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は平成25年４月１日現在において施行されている特許法等に関して出題する。

2　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　平成25年５月26日（日）

⑵　論文式筆記試験　平成25年７月７日（日）に必須科目を、平成25年７月28日（日）に選択科目を、短答式筆記試験に合格した者について行う。

⑶　口述試験　平成25年10月中旬から下旬に論文式筆記試験に合格した者について行う。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

※詳細な期日については、４月中旬～下旬頃、官報において公告する。

3　受験地

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中旬～下旬頃、官報において公告する。

4　合格発表（予定）

⑴　短答式筆記試験　平成25年６月14日（金）

⑵　論文式筆記試験　平成25年９月27日（金）

⑶　最終合格　平成25年11月７日（木）

5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付する受験願書を用いること。）

⑵　受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

④　第11条第４号を証明する書面

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者

・技術士登録等証明書

四　一級建築士

・一級建築士免許証（写し）(各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。)

五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者

・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）

六　薬剤師

・薬剤師免許証（写し）